

## 利用団体各位

### 土岐市体育施設警報発令時の対応基準について

気象警報が発令された場合は、次のとおり対応いたします。

発令内容	対応
<b>特別警報</b> 【大雨（土砂災害、浸水害）、暴風、暴風雪、大雪】	発令時は使用禁止
<b>警報</b> 【大雨（土砂災害、浸水害）、洪水、暴風、暴風雪、大雪】	

※災害による被害状況から判断し、上記以外でも施設の使用を禁止する場合があります。

#### 【利用料金について】

警報発令により、使用できなかった場合には、その区分についての利用料金を返金いたします。

※利用区分の途中で警報が発令された場合は、該当区分の料金について返金いたします。

また、警報発令がされていない場合についても、利用者側で危険と判断されれば、キャンセルの申し出により、料金を返金いたします。

土岐市役所 スポーツ振興課

平成29年9月15日より適用